

奈良県立高取国際高等学校 学校運営協議会の設置及び委員の委嘱、任命について

1 設置する学校

奈良県立高取国際高等学校

2 設置日

令和元年6月1日

3 設置する理由

生徒により良い教育を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立高取国際高等学校の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させるとともに課題を共有し、地域に開かれた学校づくりを進めることを目的とする。

4 委員を委嘱、任命する者

番号	ふりがな 名前	勤務先・職名	性別	年齢	要件区分
1	やまもと ゆうき 山本 裕樹	高取国際高等学校育友会長	男	43	(一)
2	きただ しのぶ 喜多 忍	養護盲老人ホーム慈母園園長	男	63	(三)
3	おかざき よしお 岡崎 義男	明日香伝承芸能保存会	男	75	(二)
4	ながい のりひと 永井 工仁	高取国際高等学校校長	男	59	(四)
5	ふじもと ひでき 藤本 秀樹	高取国際高等学校教頭	男	60	(五)
6	ひがし よしのり 東 美孝	高取中学校校長	男	59	(六)
7	こめだ つぐお 米田 次男	聖徳中学校校長	男	59	(六)
8	なかい ひでたみ 中井 英民	天理大学国際学部教授	男	66	(六)
9	いしお としゆき 石尾 宗将	高取町総合政策課課長	男	52	(七)
10	きじ のりたか 木治 準宝	明日香村総合政策課課長	男	45	(七)

・要件区分については、以下を参照。

- (一) 保護者
- (二) 地域住民
- (三) 法第四十七条の六第二項第三号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者
- (四) 対象学校の校長
- (五) 対象学校の教職員
- (六) 学識経験者
- (七) 関係行政機関の職員
- (八) その他教育委員会が適当と認める者

5 委員を委嘱、任命する期間

令和元年6月1日 から 令和2年3月31日 まで